

居宅介護・重度訪問介護及び同行援護重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

1 事業者の概要

名称	株式会社わかばケアセンター
法人種別	株式会社
法人所在地	東京都足立区竹の塚1丁目33番地10号
電話番号	03-5809-6202
代表者氏名	北爪 初江
法人の沿革・特色	平成11年 設立後、措置制度・支援費制度でホームヘルプサービスを実施、その他、介護保険サービス事業所を併設
法人が所有する 営業所の種類・数	わかばケアセンター六町 (介護保険・障害者総合支援法対応) わかばケアセンター鹿浜 (介護保険・障害者総合支援法対応) わかばケアセンター五反野 (介護保険・障害者総合支援法対応) わかばケアセンター竹の塚 (介護保険・障害者総合支援法対応) わかばケアセンター伊興 (介護保険・障害者総合支援法対応) わかばケアセンター西新井 (介護保険・障害者総合支援法対応) わかばケアタウン1st (介護保険・障害者総合支援法対応) わかばケアセンター立石 (介護保険・障害者総合支援法対応) わかばケアセンター江戸川 (介護保険・障害者総合支援法対応)

2 事業所の概要

事業所の名称	わかばケアセンター西新井
事業所の所在地	東京都足立区西新井栄町1丁目16番2号
事業所の電話番号	03-5845-5366
サービス提供地域	足立区
営業日・営業時間	平日月曜～金曜 9:00～18:00
サービス提供日 提供時間	月曜日から日曜日とする。 8:00～18:00 (早朝、夜間は応相談)
事業所番号	居宅介護・重度訪問介護・同行援護 第1312102591号 (平成25年9月1日指定)
職員への研修の実 施状況	1ヶ月に1回、サービス提供にあたっての留意事項、技術指導を目的 とした研修を実施

3 事業の目的および運営方針

事業の目的	株式会社わかばケアセンターが開設する指定居宅介護事業所わかばケアセンター〇〇（以下「事業者」という。）が行う居宅介護、重度訪問介護及び同行援護事業（以下「指定居宅介護等事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護等事業の円滑な運営管理を図ると共に、事業者の従事者（厚生労働大臣が定める者）（以下「居宅介護員等」という。）が、障がい者、障がい児及び障がい児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等事業の提供を確保する事を目的とします。
運営の方針	<p>① 事業者の居宅介護員等は、障害者（児）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出等の援助を行う。</p> <p>② 事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>

4 事業所の職員体制

職 種	常勤(人)	非常勤(人)	合計数(人)	資 格 等
管理者	1	/	1	介護福祉士
サービス提供責任者	5		5	介護福祉士
ヘルパー	2	39	41	介護福祉士、同行援護従業者養成研修（基礎・応用）、居宅介護職員初任者研修課程修了者（旧ヘルパー1級、2級）
事務員		1	1	

5 サービスの主たる対象者について（該当する障害種別を記入）

居宅介護	身体障害者・知的障害者・障害児（身体に障害のある児童・知的障害のある児童）・精神障害者・難病患者等
重度訪問介護	身体障害者・障害児（身体に障害のある児童のみ）
同行援護	視覚障害を有する身体障害者・視覚障害を有する障害児（身体に障害のある児童のみ）

6 提供するサービスの内容

身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換等を行います。
	入浴介助・清拭	衣服着脱、入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	その他	褥瘡（床ずれ）防止等のために体位変換や洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
家事援助	調理	利用者の食事の用意を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 ※預貯金の引き出し、預け入れは行いません。
通院等介助	通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動（公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。	
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り、外出介助等を行います。	
同行援護	<ul style="list-style-type: none"> ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。 ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護を行います。 ・排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。 	

その他必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

7 従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス
利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除、草刈り、植物の水やり等
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 利用者又は家族に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為
- ⑧ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者の生命や身体を保護する為、緊急及びやむを得ない場合を除く)

8 利用料金

① 介護給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

居宅介護サービスに係る利用者負担額は、区市町村が定める利用者負担上限月額（居宅介護サービスに要した総費用額の1割相当額が低い場合には、低い方の額）となります。また、居宅介護サービスに要した総費用額から利用者負担額を差し引いた額を介護給付費として事業者が受領します。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第31条により特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額となります。

また、同一世帯に障害福祉サービスの利用者が複数いる場合、障害福祉サービスと介護保険サービスを併用する利用者がある場合で、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス等給付費等を支給され負担が軽減される場合もあります。

居宅介護サービス提供に要した総費用額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)」別表介護給付費等単位数表により算定する単位数(下記表)に「厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)」を乗じて得た額となります。

- ② 利用者の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2人分の料金をいただきます。

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額上限
身体介護	30分未満	2,867円	287円
	30分以上1時間未満	4,524円	453円
	1時間以上1時間30分未満	6,574円	658円
	1時間30分以上2時間未満	7,492円	750円
	2時間以上2時間30分未満	8,444円	845円
	2時間30分以上3時間未満	9,374円	938円
	3時間以上	10,315円	1,032円
	3時間以上30分増すごとに加算	929円	93円
(身体介護を伴う場合) 通院等介助	30分未満	2,867円	287円
	30分以上1時間未満	4,524円	453円
	1時間以上1時間30分未満	6,574円	658円
	1時間30分以上2時間未満	7,492円	750円
	2時間以上2時間30分未満	8,444円	845円
	2時間30分以上3時間未満	9,374円	938円
	3時間以上	10,315円	1,032円
	3時間以上30分増すごとに加算	929円	93円
家事援助	30分未満	1,187円	119円
	30分以上45分未満	1,713円	172円
	45分以上1時間未満	2,206円	221円
	1時間以上1時間15分未満	2,676円	268円
	1時間15分以上1時間30分未満	3,080円	308円
	1時間30分以上	3,483円	349円
	1時間30分以上15分増すごとに加算	392円	40円
介護を伴わない場合) 通院等介助(身体)	30分未満	1,187円	119円
	30分以上1時間未満	2,206円	221円
	1時間以上1時間30分未満	3,080円	308円
	1時間30分以上	3,864円	387円
	1時間30分以上30分増すごとに加算	772円	78円
重度訪問介護	1時間未満	2,083円	209円
	1時間以上1時間30分未満	3,102円	311円
	1時間30分以上2時間未満	4,132円	414円
	2時間以上2時間30分未満	5,163円	517円
	2時間30分以上3時間未満	6,193円	620円
	3時間以上3時間30分未満	7,212円	722円
	3時間30分以上4時間未満	8,243円	825円
	4時間以上8時間未満	9,195円に30分増すごとに952円加算	920円に30分増すごとに96円加算

	8 時間以上 12 時間未満	16,856 円に 30 分増すごとに 952 円加算	1,686 円に 30 分増すごとに 96 円加算
	12 時間以上 16 時間未満	24,460 円に 30 分増すごとに 907 円加算	2,446 円に 30 分増すごとに 91 円加算
	16 時間以上 20 時間未満	31,740 円に 30 分増すごとに 963 円加算	3,174 円に 30 分増すごとに 97 円加算
	20 時間以上 24 時間未満	39,424 円に 30 分増すごとに 896 円加算	3,943 円に 30 分増すごとに 90 円加算
同行 援護	30 分未満	2,139 円	214 円
	30 分以上 1 時間未満	3,382 円	339 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	4,883 円	489 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	5,611 円	562 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	6,339 円	634 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	7,078 円	708 円
	3 時間以上	7,806 円	781 円
	3 時間以上 30 分増すごとに加算	739 円	74 円

特定事業所加算

厚生労働大臣が定める基準に従い、都道府県知事又は市町村に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、居宅介護・重度訪問介護及び同行援護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1 回につき次に掲げる単位数を所定の単位数に加算します。

内 容	加 算 率
特定事業所加算(Ⅰ)	所定単位数の 100 分の 20 に相当する単位数
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数
特定事業所加算(Ⅲ)	所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数

喀痰吸引等支援体制加算

指定居宅介護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者として喀痰吸引等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算します。

100 単位/日

福祉・介護職員処遇改善加算

厚生労働大臣が定める基準に従い、都道府県知事又は市町村に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、居宅介護・重度訪問介護及び同行援護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定の単位数に加算します。

内 容	居 宅 介 護	重度訪問介護	同 行 援 護
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	27.4%	20.0%	27.4%
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	20.0%	14.6%	20.0%
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	11.1%	8.1%	11.1%

※上記加算は令和6年5月まで

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

厚生労働大臣が定める基準に従い、都道府県知事又は市町村に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、居宅介護・重度訪問介護及び同行援護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定の単位数に加算します。

内 容	居 宅 介 護	重度訪問介護	同 行 援 護
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	7.0%	7.0%	7.0%
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	5.5%	5.5%	5.5%

※上記加算は令和6年5月まで

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

厚生労働大臣が定める基準に従い、都道府県知事又は市町村に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、居宅介護・重度訪問介護及び同行援護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定の単位数に加算します。

サービス区分	加算率
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	4.5%

※上記加算は令和6年5月まで

福祉・介護職員処遇改善加算（令和6年6月より適用）

厚生労働大臣が定める基準に従い、都道府県知事又は市町村に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、居宅介護・重度訪問介護及び同行援護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定の単位数に加算します。

内 容	居 宅 介 護	重度訪問介護	同 行 援 護
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	41.7%	34.3%	41.7%
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	40.2%	32.8%	40.2%
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅲ）	34.7%	27.3%	34.7%
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅳ）	27.3%	21.9%	27.3%

初回加算

新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従事者に同行した場合に、一月あたり所定単位数を加算します。

200単位／初回月

利用者負担上限額管理加算

利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を越えて事業者が利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に、一月あたり所定単位数を加算します。

150単位／月

緊急時対応加算

居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族からの要請を受けてから24時間以内に行った場合に、所定単位数を加算します。

100単位／回

喀痰吸引等支援体制加算

指定居宅介護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者として喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算します。

100単位/日

福祉専門職員等連携加算

精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合に、サービス初日から起算して90日間で3回を限度に加算します。

564単位 /回

③ 交通費

上記2で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。

それ以外の地域へのサービス提供につきましては、当事業所の従業員がお伺いするための交通費の実費をいただきます。

④ キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は至急ご連絡ください。

ご利用の前日18時までにご連絡いただいた場合	無 料
ご利用の前日18時までにご連絡がなかった場合	1,500円

⑤ その他

- ・ 利用者の住居でサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者にご負担いただきます
- ・ 同行援護、通院介助等、重度訪問介護において外出した際に発生するヘルパー分の公共交通機関などの交通費、入場料、利用料等が必要な場合、その実費をいただきます。
(サービス利用時にその都度ご負担いただきます)

⑥ 支払方法

上記利用料金の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月20日までに請求しますので、月末までにお支払いいただきます。

お支払い方法は、原則とし自動口座引落しでお願いします。

9 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ①居宅介護・重度訪問介護及び同行援護について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ②サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護・重度訪問介護及び同行援護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③居宅介護・重度訪問介護及び同行援護の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ①利用者が当事業者に対し30日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも直ちに契約を解除することができます。
- ②当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③利用者がサービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、2週間以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④当事業所を閉鎖または縮小する場合、人員不足等やむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ①利用者が施設に入所した場合
- ②居宅介護・重度訪問介護及び同行援護の介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します）
- ③利用者が亡くなった場合

10 サービスの利用に際しての留意事項

- ①利用者やご家族等が当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合には、サービスの提供を中止させて頂くとともに、ただちに当該区市町村に状況報告を行うことがあります。

ハラスメントとみなされる行為は以下のとおりです。

ア、暴力又は乱暴な言動、無理な要求

- ・物を投げつける
- ・刃物に向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する
- ・サービス以外で対応時間が1時間以上を超える過度な拘束
- ・頻繁なサービス以外での訪問の要求
- ・対象範囲外のサービスの強要

イ、セクシュアルハラスメント

- ・介護従事者の体を触る、手を握る
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・猥褻な写真や動画を見せる
- ・性的な話し卑猥な言動をする 等

ウ、その他

- ・介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く
- ・ストーカー行為など
- ・サービス利用中の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること

- ②上記 7-⑧に示した「やむを得ず身体拘束を行う場合」は厚生労働省の掲げる身体拘束の適正化に基づき対応致します。

- ・身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録すること
- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催すると共にその結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・従業者に対し、身体拘束等の適正化の為の研修を定期的実施すること

11 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて別紙緊急連絡表へ記載された医療機関等に速やかに連絡致します。

1 2 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年法律第 79 号）を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	白井 直美
-------------	-----	-------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対し虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的に（年 1 回以上）開催すると共に新規採用時には必ず実施する。
- ⑤ 虐待防止委員会を設置し、定期的に（年 1 回以上）開催すると共に、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する。

1 3 衛生管理等

- (1) 従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 4 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対して必要な障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	白井直美
電話番号	03-5845-5366
受付時間	月～金 9:00～18:00

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

福祉事務所	電話番号	受付時間
足立福祉事務所 中部第一福祉課 第二福祉課	03-3880-5412 03-3880-6277	月～金 8時半～17時
足立福祉事務所 千住福祉課	03-3888-3141	月～金 8時半～17時
足立福祉事務所 東部福祉課	03-3605-7105	月～金 8時半～17時
足立福祉事務所 西部福祉課	03-3897-5011	月～金 8時半～17時
足立福祉事務所 北部福祉課	03-3883-6800	月～金 8時半～17時
中央本町 保健総合センター	03-3880-5351	月～金 8時半～17時

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	社会福祉法人足立区社会福祉協議会 基幹地域包括支援センター
電話番号	03-6807-2460
受付時間	月～土 9～17時（日曜、祝日、12/29～1/3を除く）

年 月 日

居宅介護・重度訪問介護及び同行援護利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました

事業者

〈所在地〉 東京都足立区西新井栄町1丁目16番2号

〈名称〉 わかばケアセンター西新井

〈代表者名〉 北爪 初江 印

説明者

〈所属〉 わかばケアセンター西新井

〈氏名〉 印

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける居宅介護・重度訪問介護及び同行援護の重要な事項について、事業者から説明を受けました

利用者

〈住所〉

〈氏名〉 印

代理人または立会人等

〈住所〉

〈氏名〉 印

〈家族〉 印